

第2部

# 環境行動指針

---

## 第1節 環境行動指針の目的

良好な環境を保全又は創造し、将来の世代に引き継ぐためには、市民、事業者、市、民間団体がそれぞれの立場で、または互いに協力して環境に配慮した行動を行うことが重要です。

ここに示す環境行動指針は、向日市環境基本計画に基づいて、市はもとより、市民や事業者、民間団体がとるべき環境への配慮事項を細部にわたって例示しています。ここに挙げられている事項を例として、それ以外の事項についても環境に良いと考えられることを実行していくなど、常に環境にやさしく思いやりを持った生活を心がけてもらうことを目的としています。

なお、環境行動指針は、市民、事業者、市及び民間団体などの主体が、環境に配慮した行動を実行するための「**主体別環境行動指針**」と、向日市を構成するゾーンごとに各主体が一体となって環境に配慮した行動を実行するための「**地域別環境行動指針**」の二つの柱で構成されています。

